



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年10月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ささえ愛

3 代表者の氏名

佐藤 良男

4 主たる事務所の所在地

千曲市大字内川字押堀1133番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、児童及びその家族が、住み慣れた地域で、支え合いながら生きいきと暮らすことができるよう、家庭的な雰囲気のもとで介護や生活支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）第7条第1項の規定により、入笠湿原県自然環境保全地域を指定し、同条例第8条第1項の規定により、当該地域に関する保全計画を決定したいので、その案を次のとおり縦覧に供します。

平成15年10月16日

長野県知事 田中康夫

1 県自然環境保全地域の名称

入笠湿原県自然環境保全地域

2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

諏訪郡富士見町富士見字内山6666-1424の一部並びに同字沢入山6666-1204の一部及び6666-1223の一部（面積1.93ヘクタール）

3 保全計画の決定の案の概要

(1) 保全に関する基本的な事項

入笠湿原は、入笠山北部の標高1,730メートルから1,740メートルまでに位置し、ミズゴケ類の生育する湿原としては長野県の南限域に当たり、学術的に貴重性の高い高層湿原であるとともに、絶滅のおそれのある野生植物であるホソバアカバナが生育するなど、特有の植物がみられる。

このような優れた自然環境を保全するため、区域全域を特別地区に指定し、長野県自然環境保全条例第10条第3項各号に掲げる行為を規制するとともに、野生動植物の保護を図るために、同区域全域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第11条第3項の規定により、野生動植物の捕獲及び採取について規制する。

また、入笠湿原では、地域住民による湿原の保全活動が行われていることから、湿原の保全を目的とした支障木の伐採等の一定的人為的行為を認めることとする。

なお、乾燥等により裸地化の進んでいる部分については、将来的に湿原植生の回復が図られるよう、必要な保全対策を講ずるものとする。

(2) 地区の指定に関する事項

特別地区は次のとおりとする。

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土地所有別面積
入笠湿原特別地区	諏訪郡富士見町富士見字内山6666-1424の一部並びに同字沢入山6666-1204の一部及び6666-1223の一部	1.93ha	公有地 1.93ha

(3) 保全のための規制に関する事項

ア 野生動植物保護地区は、次のとおりとする。

名称	保護すべき野生動植物の種類	位置及び区域	面積	土地所有別面積
入笠湿原野生動植物保護地区	ミズゴケ類（ウロコミズゴケ、シタミズゴケ、ヒメミズゴケ、オオミズゴケ、ワラミズゴケ及びチャミズゴケ） ホソバアカバナ	諏訪郡富士見町富士見字内山6666-1424の一部並びに同字沢入山6666-1204の一部及び6666-1223の一部	1.93ha	公有地 1.93ha

イ 長野県自然環境保全条例第10条第3項ただし書の規定による許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

特別地区の名称	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
入笠湿原特別地区	原則として禁伐とする。 ただし、森林の群落構成を変えるなどの自然環境に著しい変化を招く恐れの少ない場合には、単木択伐（択伐率は現在蓄積の10%以内とする。）を行うことができる。 なお、保全事業の実施に係る支障木の伐採等については、適用除外とする。	1.93ha	公有地 1.93ha

#### (4) 保全のための施設に関する事項

当該保全地域の区域及び入笠湿原の保全を目的とした解説等を表示した標識を設置する。

#### 4 縦覧場所

長野県生活環境部環境自然保護課、長野県諏訪地方事務所及び諏訪郡富士見町役場

#### 5 縦覧期間

平成15年10月16日から10月29日まで

環境自然保護課

#### 公告

県営辰野地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年10月16日

長野県知事 田 中 康 夫

建築管理課

#### 1 縦覧に供する書類

県営辰野地区土地改良事業変更計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成15年10月17日から11月14日まで

#### 3 縦覧の場所

上伊那郡辰野町役場

土地改良課

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年10月16日

長野県佐久地方事務所長 和 田 恒 良

#### 1 許可番号 平成15年8月5日

長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-13号

#### 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市大字岩村田字下樋田1797-1、1798-9、1799-4、1800-

1、1800-2、1801-4、1802-2、4723-1の内

#### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県静岡市清水入船町11-1

鈴与商事株式会社 代表取締役 早 川 巍

建築管理課

#### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年10月16日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

1 (1) 許可番号 平成15年7月4日

長野県指令14建第30-33号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科510-1、616-1

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科4270-6

株式会社あづみ野開発 代表取締役 浅川紀六

- 2 (1) 許可番号 平成15年9月24日

長野県指令15建第1-16号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字西村1804-2

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市大字里山辺4230東京電力山辺家族寮2-204

山田利美

- 3 (1) 許可番号 平成15年9月19日

長野県指令15建第1-17号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字原口732-2、733-2、733-6

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘野村844-3 青柳勝利

- 4 (1) 許可番号 平成15年6月13日

長野県松本地方事務所指令15松地建第24-3号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡穂高町大字有明8039-1、8038-1、8038-2

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科4270-6

株式会社あづみ野開発 代表取締役 浅川紀六

- 5 (1) 許可番号 平成15年7月18日

長野県松本地方事務所指令15松地建第24-4号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東筑摩郡波田町字扇子田210、211-5、211-6

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡奈川村3901-1

向井開発有限会社 代表取締役 向井清

- 6 (1) 許可番号 平成15年9月9日

長野県指令15建第1-15号

- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字片丘字宮北3964-13

- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字片丘3964-1 横山喜章

建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により  
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年10月16日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

- 1 許可番号 平成15年8月28日

長野県長野地方事務所指令15長地建第17-2号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市墨坂南5丁目909-1、910-1

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字八町1863-2 目黒雅俊、目黒敬子

建築管理課

正 誤

平成15年9月11日付け長野県長野地方事務所告示第6号  
「長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条  
の規定による売りさばき人の名称および住所変更の届出」  
中

ページ	行（箇所）	誤	正
4	下から3	千曲連絡所内	埴科連絡所内